

伝承地域と民俗の地域差

——年中行事の東西日本対比——

福田 アジオ

- 一 問題の所在
- 二 家の年中行事
- 三 ムラの年中行事
- 四 盆行事の東西
- 五 予祝儀礼の東西
- 六 伝承母体と伝承地域

論文要旨

民俗の地域差のなかに歴史を認識するというのが、従来の民俗学の立場である。これは今でも尊重されなければならないであろう。しかし、その地域差からどのような歴史を認識するかはさまざまな可能性があるはずである。日本列島を等質な社会とし、その中で地域差を時間差に置き換え、一方から他方への変化を想定し、それがいく段階も行われることでの変遷過程を描くのが従来の大方の考えであったが、果たして日本の歴史を日本列島全体で一つのものとして考えられるのかどうか疑われ出して久しい。殊に人々の生活文化の歴史が列島全体とか日本国全体で一つの歴史を形成しているという前提はひとまず疑ってみることは無意味ではないであろう。地域差に別の歴史を認識する可能性を考えてみる必要がある。

本稿では年中行事の日本の中央部における東西の相違を取り上げて考察した。そして、年中行事全般において関東地方では家単位の年中行事であり、近畿地方ではムラ単位の年中行事中心であることを明らかにした。あわせて、最も家単位と考えられている盆行事と正月の予祝儀礼も比較検討した。その結果、これらにも家とムラという単位が貫徹していることが判明した。

年中行事に表現される家とムラの相違は、それぞれの社会が作り上げてきた歴史の相違を集中的に表現しているのである。関東地方の村落社会の「番」秩序に対して、近畿地方の村落社会の「衆」秩序が年中行事にも貫徹しているのであり、それはそれぞれが別の歴史を展開してきたことを示しているのである。

一 問題の所在

民俗はどこでも同じ姿をしているわけではない。民俗に地域差があるからこそ柳田國男は民俗学という学問を樹立したと言っても過言ではないであろう。民俗学は民俗事象の地域差を前提に研究を展開してきた。重出立証法にしる、方言圏論にしる、いずれも地域差を時間差に組み替える方法として提示されている。その場合に、特定の民俗の姿を現在保持し行っている個別の地域は、たまたま現在そのようなあり方を示しているのであって、時間の経過のなかで順次変わって行くものと理解されてきた。現行の民俗事象の地域差によって歴史の変遷を説く以上は、地域差を固定的に把握することは理論的に許されない。その点は特に圏論に依拠する民俗学方法論では絶対であった。絶えずうつろいいく民俗のなかにこそ学問的な価値はあったはずである。

ところが、他方で民俗学の外にいる人々がしばしば誤解するように、民俗学は不変のものを扱うかのような印象を与える論調や主張を含んだ研究が柳田以降には多く行われてきた。「固有」という言葉や「本来の」という表現が多用され、ややもすれば起源論に陥る形で変らないものを追いかける傾向が一般化した。地域差のなかの特定の形態に「本来の」「本質的」なあり方を発見するもので、その発見のみに価値を置く研究が多いのが柳田以降であるといえよう。その場合は、地域差そのものよりも、その地域差のなかの最も古い、あるいは原型とか本質を示すと判

断された事象のみが意味を与えられ、それ以降の各段階と判断された事象には価値を発見しない傾向を生み出したといえよう。地域差に歴史を発見するとしながら、そのなかの一部にのみ注目してしまふ欠点を生んだといってもよいであろう。

民俗の地域差のなかに歴史を認識するという柳田國男の立場は今でも尊重されなければならないであろう。しかし、その地域差からどのような歴史を認識するかはさまざまな可能性があるはずである。日本列島を等質な社会とし、全体として一つの歴史を形成してきた範囲として、その中の地域差を時間差に置き換え、一方から他方への変化を想定し、それがいく段階も行われることでの変遷過程を描くのが従来の大方の考えであったが、果たして日本の歴史を日本列島全体で一つのものとして考えられるのかどうか疑われ出して久しい。殊に人々の生活文化の歴史が列島全体とか日本国全体で一つの歴史を形成しているという前提はひとまず疑ってみることは無意味ではないであろう。日本列島全体の民俗の地域差を単線的な歴史の変遷と置く前提を取り敢えず破棄して、地域差に別の歴史を認識する可能性を考えてみる必要があるであろう。それは地域差自体が歴史を共通に形成してきた範囲が異なることを示しているという認識である。逆に言えば、民俗事象を類型化したときに、ある同一類型に属する民俗事象が分布する地域は、同一の歴史過程を形成してきた地域であるという理解である。地域差の間に単純に変化とか変遷を見るのではなく、地域差に異なる歴史的世界を認識するのである。

二 家の年中行事

関東地方や中部地方で年中行事と言えば、それは各家で行う月日の定まった行事のことを言うのが普通である。一年間を通して数多くの行事が行われるが、その大部分は各家で執行され、時には他の家の者が参加したり、列席したりすることはあるが、それは執行主体ではなく、あくまでも客として参加している。したがって、実施される月日はムラとして共通していても、その日に行う儀礼や食事の内容は家によって異なることがしばしばである。もちろん関東地方のムラでも、ムラとして行いう年中行事がないわけではない。しかし、その多くはムラの鎮守の祭礼とか念仏講、庚申講等という講集団の行事である。一年の始まりにあたって村人が一同に会して年頭の挨拶をすることは関東地方ではあまりない。年始とか年礼という形で、各自が家々を訪問して新年の挨拶をするのが基本的な姿である。また正月と並んで最大の年中行事であるお盆も、各家が個別に先祖の墓にお参りして先祖を迎えてきて、また屋敷の入口で門火、迎え火を燃すのが普通である。送るときも同様である。その他、三月の雛祭、五月の端午の節句等はもちろん、多くの行事がそれぞれ家で行われている。

関東地方の近年刊行の県史とか市町村史を見ると、近世の史料編に生活史に關係する文書を多く収録しようとする努力の跡がみられる。その生活文化の史料として収められた文書の一つに、家の年中行事に關

する定書きがある。子孫のために書き残したもので、事細かにそれぞれの行事の内容を記述していることが多い。近世の名主・庄屋という村役人の日記類も近年は活字となつて読む機会が多くなったが、そこにも年中行事が記載されている。また、その年中行事や休み日を書き出して提出させたものや、書き出した月日以外には休まないことを誓約した請書もしくはばみられる。それらを見ると、年中行事がほとんどすべて家の行事として行われてきたことが分かるのである。

群馬県勢多郡黒保根村水沼の星野家に伝えられている『年中行事覚書』を事例にして、この点を検討しておこう。この帳面は横帳であるが、表紙は欠け、各頁の端はよれよれになつて曲がつており、全体は赤茶色に煤けている。帳面の綴じの部分には、吊り下げられるように紐が付けてある。これは、囲炉裏のある部屋の隅に長年吊り上げられ、必要に応じて参照されてきたことを物語っている。『年中行事覚書』というのは仮題であり、本来表紙に何と書かれていたかは分からない。全部で九七頁の帳面で、大部なものである。そこには正月から始まって一年間の行事が月日を追つて記載されている。史料としての性格は、帳面の末尾に弘化三年（一八四六）十二月という年月と共に、「右之通無懈怠相勤勿論先祖方端質素ニ相暮ゆ処」云々とあるように、子孫に対して生活が奢侈に流れず、先祖以来の伝統を守るように、行うべき行事を示して諭したものである。そして、子孫は、この帳面を参照しながら時々の行事を執行してきたのであろう。帳面の現状がそれを示している。

この『年中行事覚書』には全部で一二〇程の行事が記載されている。

この数字には、一連の行事であっても、行う内容が異なれば一つと勘定したからで、年間を通して五〇日余りの日数に行事がある。それは正月の年礼から始まる。いわゆる年始の挨拶である。元旦には鎮守拜礼、また檀那寺の常鑑寺、あるいは今別院という寺への年始、さらに村内外の付き合いのある家々との年始贈答、そして支配代官の岩鼻代官所への年始等である。この年礼は元旦だけではなく、正月の期間中行き来をして行うものである。そして、正月元旦、二日の年徳神への供物、また正月二日の商売始めの行事を記載している。二日の商売始めは「金銀日メ帳」とか「小遣帳」、算盤、秤等を年徳神の棚に上げることが指示している。正月四日は棚さがしで、年徳神以外の諸神に供えてあった物を残らず下げて、それをお粥にして朝食として食べる。またこの日には檀那寺常鑑寺から年始に来る。正月七日は七草粥である。正月八日は大番振舞である。これは関東地方でひろく行われていた民俗で、正月に同族の家々や親類を招いてご馳走をするもので、本家格の家に分家が集まるものと、各家が互いに招待し合うものがある。星野家では互に行き来するのではなく、本家として分家と近所の家を文政八年(一八二五)までは残らず招いてご馳走していたが、世の中が不景気になったので中止し、家内だけでうどんを食べるようにし、従来招待していた分家や近所には重箱で料理を届けるように変わった。正月十一日は鍛立である。畑に出て初めて農作業の所作をする儀礼である。どこで鍛立するかも指示されている。

以上は正月の行事について紹介したのであるが、このような行事が月

日を追って次から次へと書かれている。それらを月日順に掲げると以下のようになる。

- 正月元旦(年礼)、二日(年礼、商売始め)、三日(檀那寺年始)、四日(棚さがし)、七日(七草粥)、八日(大番振舞い)、十一日(鍛立て、火炉祭、御祈禱)、十三日(作り花支度)、十四日(蚕神、蚕日待)、十五日(十五日粥、繭玉、年徳神御棚やすめ)、十六日(繭玉下げ)、二十日(恵比寿講)、二十三日(二十三夜講)、二十四日(愛宕精進)
- 二月二日、八日(こと八日)、初午、彼岸、二十五日(鎮守祭日)
- 三月三日
- 四月八日(草餅・藤を諸神へ供える)、十七日(日光祭日)
- 五月五日、田植え
- 六月十五日(いり花、生身玉祝儀)、二十七日(石尊宮へ灯明)、夏穂がけ
- 七月一日(釜の口明け)、七日(七夕祭)、十三日(盆迎え、盆棚仕立て)、十四日(主人盆迎え)、十五日(盆礼)、十六日(送り盆)
- 八月一日(八朔)、八日(施餓鬼)、十五日(十五夜)、彼岸、二十五日
- 九月九日(重陽)、十三日(十三夜)、二十四日(御日待)、二十五日(重陽祝、八丁注連)
- 十月一日(亥の子)、十日、二十日(恵比寿講)
- 十一月八日(吹子祭)、十五日(油祝い餅、稲荷祭)、二十三日(大師様)、荒神祭
- 十二月一日(川びたり餅)、五日、八日(こと八日)、十二日(御松迎え)、十三日(煤掃き)、十五日(節春)、二十三日(二十三夜待)、二十

五日（餅春、御注連ない）、二十七日（辻中団子）、節分、大晦日

このように毎月のように多くの行事がある。それらはほとんど全て家毎に行う行事であり、その家の者だけが関与するのが普通である。時には大番振舞いのように分家や近所の者を招いて行う行事もあるが、それもあくまでも招待客である。あるいは料理を配るとか届けるという形で、他の家と関係する行事もある。しかし、行事の執行自体は家毎に行われている。年間通しての年中行事の大部分は正月の行事とほぼ同じ形である。しかし、もちろんなかには家々が共同して行う行事や、ムラとしての行事もある。この「年中行事覚書」に記載されたものとしては日待と講、そして鎮守祭礼が基本である。日待では正月十四日の蚕日待、正、五、九、十二の各月の二十三夜待、講としては庚申講がある。鎮守の祭日は二月二十五日となっている。村落レベルの行事の総数は一〇もないほどである。したがって、年中行事といえば、基本的には家単位に行うものであることが判明する。

関東地方や中部地方の農村では、名主とか地主の家にこのような年中行事の記録が残されていることが多い。それらは子孫が前々からのしきたりを守って年中行事を実行することを期待して、個々の行事の内容や方法あるいは注意すべきことを書き残したものである。水沼村の星野家のものもそうであった。同様の史料はいくつも知られており、近年では活字化されて読む機会も多くなっている。そのなかからいくつかを見ておこう。

栃木県真岡市荒町の塚田家の弘化年中作成の『年中行事控』は、詳細

な内容で年間通しての行事を記載している。⁽¹⁾たとえば正月三日の食事について、朝祝いの雑煮の内容、夕食の献立を指示しているし、年始に訪問すべき所とそこへ贈る品物や金額を書き、さらに

三ヶ日之内

- 一 ほうき不用
- 一 湯をたてず
- 一 門松たてず

という家としての禁忌を記している。

その後も日にちを追って家の者が行うべき行事内容が書かれている。六日は年越であり、また山入の日となっている。「朝早ク野にて焚木ヲ取、其木にて風花もいり申候」とし、歳末の餅掲ぎのときに糯米と粟をとっておいたものを山入で伐ってきた焚木で煎って、年神はじめ諸々の神に上げる。また年神には切り餅も焼いて俵ぼっち（棧俵）に乗せて供える。七日は七草雑炊、九日は伊勢代参出立、十一日は歳開と鍬入れと毎日のように行事があつて、小正月になる。それらの行事をみていくと、やはりほとんどの行事が塚田家の行事である。家の外で行われる行事であっても、そこに参詣するとか供物を供えることが指示されているのであつて、他の家々と一緒になつて行事を執行するというものはほとんどない。

少し年代の新しい史料を紹介しよう。長野県上伊那郡宮田村南割田中の湯沢家に残されている大正四年（一九一五）一月編集の『年中行事』という帳面である。⁽²⁾これは、当時家長であつた湯沢源助の妻きぬが、自

分の年間行うべきことを記録して、仏壇の戸棚に置いていた手控えであるという。したがって史料の性格からも、記述の内容は家としての年中行事である。しかし、その家としての行事があまりに多いことに驚かされる。正月元旦から始まり、二日はスリ初メ（朝食に芋汁を作り、それを年神その他に供える）と買初、三日は恵比寿祝い、六日は年取り、七日は七草ノ粥、十一日はお供え開き、十二日は米洗い（小正月の餅の米洗い）、十三日餅搗（七重ねお供え餅を作り、また餅で繭玉も作る）、十四日小年取り、十五日は小正月、十六日は繭ネリ（小豆のなかに飾ってあった繭玉を入れて煮る）。このように、やはり近世の多くの年中行事の記事と同じように、ほとんど全部の行事を家として執行している。

同様に、明治が終わり大正という年号に変わったことを記念して書かれた『家族心得』と題した帳面が静岡県引佐郡三ヶ日町平山の加藤家にある。これは当時の家長加藤寅蔵が子供や親族のために諸々注意事項を記載した帳面であるが、その最初は年中行事である。その正月の記事は次のような内容で始まっている。

一 正月元日ニハ神ヤ仏ノ掛物ヲ出シテ御神酒及餅等ヲ献シ、年中家内ノ無事、国家泰平ヲ祈ル事。

一 氏神詣リヲスル事。

一 大福寺へ先祖ノ仏前へ餅ヲ一膳献納スル事。

但シ、餅ノ大小ハ其ノ時々ノ主人ノ考ニテスル事。

このように、加藤家として行うべき行事や儀礼が詳細に記されているが、そこに平山のムラとしての行事についてはほとんど出てこない。書

かれているのは多くが神仏への参詣である。正月三日、三月二十八日の二日が氏神祭と記されているが、特別な行事はなく、参詣することだけが指示されている。それに対して、家の年中行事としての内容は具体的である。たとえば三月三日の節句については次のように記している。

一 三月三日節句ヒナ祭りスル事。花草餅、御神酒ヲヒナニ献シ、若夫婦ヤ娘ハ多少共桃ノ酒ヲノム事。初子ノアル家へハ多少共御祝儀ノ義理ヲスル事

近親及世話人親へ節句ノ義理ヲスル事。

そして、詳細を極めるのは盆の行事についてである。七月一日の墓地の掃除から始まり、二十四日の盆灯籠を寺に納めるまでの行事の心得が書かれている。家の年中行事が年中行事の基本であることをよく示していると言えよう。

このような家単位の年中行事のなかには注目すべき内容がしばしば含まれている。それは関東地方でカレイ（家例）とかエンギ（縁起）と呼ばれる家独自の行事である。家例は殊に正月行事に集中している。有名な家例としてはいわゆる餅なし正月がある。群馬県勢多郡黒保根村下田沢の清水では、正月三が日の朝食に食べるべきものが家によって決まっているが、その内容が各地で一般的な餅を入れた雑煮でない家が多い。正月三が日には餅を食べないだけでなく、さらに正月食として餅を掲がないことを強調している家も少なくない。家例は一軒のみということはなく、本家、分家すなわちイッケと呼ばれる同族の家々は原則として同じ家例である。白飯を食べるイッケ、赤飯を食べるイッケ、あるいはわ

わざわざ冷白飯と里芋を食べるイッケがある。正月に餅を食べないのは、先祖が貧乏をして餅を食べられなかったからで、その先祖の苦勞をしのぶためだという。しかし、注目してよいのは、より積極的に餅をつかない、あるいは餅をついてはならないという伝承を伴っており、臼や蒸籠を出してもいけないという。特にそれを強調するのは大塚イッケの家で、秋のコトヨカ（十二月八日）から春のコトヨカ（二月八日）まで蒸籠を使ってはいけないと、長期間の使用を禁じている。³⁾

このような餅を食べないことを家例としているのは関東地方の全域に見られるが、特に北関東には濃密な分布を見る。いずれも、ムラとしてそのような禁忌が存在するのではなく、家として伝承しているものである。家例と呼ばれる所以である。そして、そのような家ではしばしば里芋を正月の食物としていることが注目される。このことに注目して独創的な論を展開したのが坪井洋文である。坪井は餅を稲作の象徴としてとらえ、餅を正月に食べる文化にたいして、芋を焼畑⁴⁾稲作物の象徴として把握し、それを正月の儀礼食とするのは、稲作文化とは異なる文化の伝統を示すものであるとした。坪井は各地の資料を集めて論じているが、正月に餅を食べることを禁忌とする事例は関東地方に集中し、その他では和歌山県南部と四国西部に比較的濃密に見られることを明らかにしている。⁴⁾

三 ムラの年中行事

滋賀県伊香郡余呉町下丹生の区長は大変忙しく激務である。下丹生は戸数はわずかに三〇戸余りである。現在では専業農家はなく、全てがムラの外に働きに出ている兼業農家の主人であるが、その勤めを休んでムラの行事を執行することも年間通して少くない。区長の任期が一年間であるのも、その仕事の忙しさのためと言える。その区長が歴代引き継いでいる帳面に『年中行事録』と題するものがある。これは一種類ではなく、同じ表題の帳面が数冊区長の帳簿筒に残されている。現在区長が専ら利用しているのは昭和初年に書かれたものである。その最初の一ページを見てみよう。

一 一月一日午前七時ヨリ八時迄ニ氏神及ビ西蓮寺へ年頭拝礼シテ
区中一同御慶ス。

但シ一日二日三日堅ク休日ノ事。

一 一月二日小頭ノ餅ハ二日ニ搗キ、三日ニ上ゲ、四日ニ下シ、六日小頭ノ餅ハ六日ニ搗キ、七日ニ上ゲ、八日ニ下ス事。

但シ搗頭番ハ、搗頭主ヨリ御神酒三合氏神へ献納スル事。尚、

御鏡ハ組諸頭ヨリ組世話へ持参シ、組世話ヨリ区中一般へ配布スル事。

これで分かるように、区長が関与するムラの年中行事が事細かに記されている。それをみていくと、毎月何日もの行事がある。それを整理し

表1 下丹生の年中行事

月	日	行事	月	日	行事
一月	一日	氏神・寺年頭拝礼	六月	二十三日	二十三夜の祈禱
	二日	小頭		十二日	苗代仕舞
	八日	愛宕代参道迎講		三十日	大祓ノ式
	十日	洞寿院年頭参り	七月	一・二日	農休み
	十一日	火祭立ノ式		二十日	産土神祭
		大頭米寄せ	八月	十四・十五日	盆
	十三・十四日	神事		十六日	社参、歡樂野明神盆礼
	十四日	諸頭講		二十三日	野神祭
	十六日	十六日講		二十四日	休日
	二十日	産土神講		三十日	区費・代参掛銭取立
	二十三日	二十三夜ノ御講	九月	一日	風ノ前祈禱
	二十四日	愛宕講		九日	氏神へ餅供え
	三十日	区費取立て		十六日	御祭礼
旧一月	一日	社参		二十一日	伊勢道迎講
二月	初午	休日社参		秋分	秋季皇霊祭
	十一日	紀元節	十月	十七日	神嘗祭
	十七日	祈年祭	十一月	三日	明治節
	十七日	秋葉神社夜宮		五日	諸願祓いのため百灯
	十八日	秋葉講		二十日	産土祭
三月	春分	春季皇霊祭		二十三日	新嘗祭
	三日	氏神祭日、大祭典	十二月	十六日	神官・井米等徴収
	四日	休日		二十五日	大正天皇祭
四月	二十九日	天長節ニテ休日社参		三十一日	大祓ノ式
五月	二日	荒田			

たものが次の表である。

このなかにはもちろん戦後の制度的改革や社会情勢の変化で行事の名称を変更したり、実施を廃止してしまったものもある。ここには一応作成当時の行事名で掲げてあるが、現在では別の名称の行事になっているものもある。たとえば、四月二十九日の天長節は「天皇誕生日」、三月の春季皇霊祭と九月の秋季皇霊祭はそれぞれ「春分の日」、「秋分の日」、十一月三日の明治節は「文化の日」と帳面には別筆で書き変えられている。

以上の行事を数えると四五にもなる。もちろんこの中には単に休日社参という日がいくつも含まれている。しかしそれにしても、ムラとして行う行事が如何に多いかが分かるであろう。これでも行事を減らした結果なのである。休日社参となっている日はもとは一定の行事があったし、この『年中行事録』にも、たとえば三月十六日、四月十六日、六月十六日、七月十六日、八月十六日、十二月十六日のそれぞれには御講(十六日講)が行われていたが取り止めと記載されている。また、五月二十三日の二十三夜待も取り止めと記載されている。その他に、年間を通して「取越」と記載された行事がある。たとえば五月二日の箇所には「五月二日荒田休ノ事、当日朝十六日講ヲ取越シ相勤メ、午後二十三夜ノ祈禱取越ヲ相勤ムル事」となっている。本来行うべき日にはせず、便宜的に日程を変更して行くことを「取越」と言っているのであり、五月十六日の御講と二十三日の二十三夜待を五月二日の荒田休みの日(田植え準備のための田起こし終了後の休日)に繰り上げて実施してしまうという

ものである。したがって、従来であれば、三日の行事であったものが、一日で済ませてしまうことになる。このような取越しの行事が年間を通していくつもある。もちろん、取り止めとか取越がある一方では、新しい国家的行事がムラにも入ってきて行われるようになり、その分だけ行事の数は逆に増えている。紀元節、春季皇霊祭、天長節、秋季皇霊祭、明治節、大正天皇祭等がそれである。恐らく、そのような国家的行事が外から押しつけられることによって行事が増加したことに対応して、ムラの伝統的な行事が取り止めや取越になったのであろう。以上によって、かつての下丹生の年中行事は年間五〇日以上に及んだものと判断される。それは各家で個別に行う行事ではなく、ムラとしての行事である。このことは、年中行事と言えどもムラとしての行事であることを示している。区長ともなれば、これらの行事に参加することが要求される。そのため参考書の役目を『年中行事録』は果たしている。

同じく滋賀県の甲賀郡水口町柚中の区長が引き継いでいる書類のなかに『昭和六年一月起、昭和四十二年十二月改正、八坂神社祭典及年中行事記録、大字柚中』と題する横帳がある。その最初にはムラの祭祀の中心になるミヤモリ（宮守）についての規定が「宮守年令順」という見出しで書かれている。すなわちこのムラの神社の祭りやムラの年中行事を担当し執行する役はミヤモリと呼ばれるが、それは年齢順に就任することになっているのである。そして、次に「年中行事」という題で宮守が担当すべき一年間の年中行事が細かく記載されている。正月準備に始まり、多くの行事が出ている。その名称のみを月日順に掲げると以下の通

りである。

正月準備、

一月一日（元旦供物、国旗掲揚）

 六日（歳越）、七日（七日正月）、十四日（歳越）、十五日（小正月）

二月節分、十九日（祈年祭）

三月節句

四月三日（御風参り）、十六日（例祭）

五月節句、七日（旧例祭）

六月（早苗振り）、雨乞

七月七日（祇園祭、七夕祭）

九月節句、十四日（秋葉籠り）

十一月一日（神送り祭）、三十日（神迎え祭）

十二月一日（新嘗祭）、十六日（宮守引継ぎ）、三十日（大祓祭）

ここに記載された行事の数は下丹生の『年中行事録』に比較するとよほど少ない。これは宮守が担当すべき行事について規定しているからであらう。しかしそれでも正月準備から年末の大祓祭まで二三日に及ぶ行事の日があり、そのなかには関東地方であれば各家の行事である七日正月、小正月、三月・五月・九月の節句、七夕等が含まれている。いかにも年中行事がムラとして行われることを示している。

下丹生の『年中行事録』や柚中の『八坂神社祭典及年中行事記録』はムラで公的に作成されたものである。このような帳面はしばしば他のムラでも見るが、より一般的にはムラの行事の執行の担当者とか責任者に

なったものが、行事を間違ひなく行うために、前任者から教えて貰った
 り、逆に次の担当者の参考のために作成した私的な覚書が存在する。近
 畿地方の村落において調査しているとはしばしばムラの年中行事や祭礼に
 ついての個人的な覚書を見ることが多い。それらは単に記念のために書
 き記したというのではなく、余りに行事の数が多く、また複雑なので、必
 要に迫られて書き記したものである。下丹生でも、ムラの神仏のお守り
 をする別当の役に就任すると、区長と共に多くの行事に列席するし、さ
 らに別当のみで神仏の守護をする役割がある。それらを間違ひなく行う
 ためのメモがしばしば別当を勤めた人物のところには残されている。一
 九七八年、七九年に別当を勤めた人の覚書によれば、年間通して六六日
 もの予定が書かれている。これは『年中行事録』に規定されている行事
 日数よりも多い。それは毎月原則として一日、十六日、月末の三回の神
 仏への月参りがあるからである。滋賀県甲賀郡水口町北内貴では、十人
 衆がムラの年中行事の実質的な担当者であるが、その世話をするのは十
 人衆のなかの最年少の若役である。したがって若役は行事の月日を間違
 えたり、準備すべきものを怠ってはならない。そこでやはり覚書を作っ
 ている。そこには年間二三日の行事が記されているのである。

このような覚書や記録の作成は、ムラの年中行事がいかにかに多いかを示
 している。行事を担当し執行する人物は、特定の家とか人物に固定して
 いない。一定の条件に適った人々(衆)が担当したり、役職(区長)が
 担当するのである。したがって、毎年行事は行われていても、一般の参
 加者として出ている人が、特定の期間や特定の年のみ執行の責任者にな

るのである。そのため、数多く、しかも複雑な行事を間違ひなく執行す
 ることは大変困難である。特に近年のように、兼業化が進んで、日頃は
 村外に働きに出ている人物にとつては、ムラの行事を身体に覚え込んで
 いることはあまりない。文字で記したメモに頼ることは必然といえる。
 近畿地方の村落ではしばしばこのようなムラの年中行事を記載したメモ
 に接することになるのである。

四 盆行事の東西

前節で見たことは、関東地方や中部地方の年中行事は専ら家単位に行
 われ、家として伝承されてきたのに対して、近畿地方の年中行事は村落
 単位に行われるものが多いことを、主として文字化された年中行事記録
 によって明らかにしてきた。この相違をよりはっきりと確認するために、
 常識的には各家が自分の家の先祖の霊を迎えもてなす行事である盆行事
 について、そのような東西の相違があるかどうかを検討してみよう。

盆は日本においてはどこでも各家の行事である。自分の家の先祖たち
 の霊(精霊)を迎え、もてなし、そして送る儀礼が数日間わたって展
 開する。年中行事のなかでもっとも重要で、内容が豊かなものである。
 しかも、多くの年中行事は各地で廃絶や簡略化の方向を歩んでいるなか
 で、盆行事のみは必ずしもそうではない。相変わらず東京はじめ全国の
 都市部においても盛んに行われている。それだけ、祖霊信仰が強固な存
 在であることを示している。

柳田國男は、この盆行事に代表される先祖祭祀を日本人の信仰の中核に置いて体系化した⁽⁵⁾。日本人は、死後肉体は消滅しても魂は永久に存続して、祖霊となり、すでに祖霊となっている上の世代の霊と融合して一つになって、子孫の暮らす土地の近くの山の上に留まり、そこから必要に応じて、また一年に数回子孫を訪れ、子孫と交流する。そして、子孫の生業を護り、発展させる。したがって、我々の生活を加護してくれる日本の神の本質は実は祖霊であるという仮説を提示して、日本人の信仰体系の中心に祖霊を置いたのである。日本人の真の幸福はこの現世で欲求を満足させることではなく、死後永久に祖霊となって子孫と交流できることにある。もしも子孫がいなくなり、訪れることができなくなれば、それが最大の不幸であると考えてきたと主張した。日本人が家の永続を願うのもそのことに発していると位置づけた。このような柳田國男の主張では、先祖と子孫の関係はあくまでも個別的なものである。人々が「家永続の願い」に最大の価値を置くように、家を単位にして、家を紐帯にして両者は結びついているのである。たしかに日本各地の盆行事その他の先祖祭祀は個別の家単位になされているのが一般的である。しかし、子細に見ると、その家を単位とした盆行事においてさえも西と東で相違が見られる。

まず関東地方の盆行事のごく一般的な姿を見ておこう。埼玉県和光市新倉のなかの上之郷・半三池での盆行事である⁽⁶⁾。関東地方は多く八月の月遅れで盆を行っている。この和光市新倉でも同様に八月十三日から十五日が盆の期間である。まず十三日に各家では盆棚を作る。座敷に四斗

樽を置いて、その上に戸板を乗せ、その四隅に竹を四本立てる。戸板上には盆ごぎを敷き、正面に十三仏や不動さん、佐倉惣五郎の掛け軸を掛け、ごぎの上には仏壇から取り出してきた位牌を並べ、茄子、胡瓜、トマト、南瓜、果物等を供える。また胡瓜の馬、茄子の牛を飾り、盆花も飾る。これが古くからの盆棚であるが、近年は樽の上に戸板という形ではなく、折り畳み式の盆棚になっていたり、仏壇をそのまま盆棚にしている家が多い。そのようなものを含めて一九八八年現在で、この地の農家の八五パーセントの家が盆棚作りを十三日にしている。盆棚ができると、夕方に提灯をもって自分の家の墓地に仏様を迎えに行く。墓地では、墓碑の前で「御先祖様、おじいさん、おばあさん、どうもお待たせしました。この明かりでどうぞおいでになっておくんさい」と言い、提灯に明かりを点けて、それをかかげて家まで案内してくる。家に到着すると、廊下に用意してある手桶と手拭いを示して、「この水で足を濯ぎなさってください」と言い、足を洗う真似をする。そして盆棚の所まで案内する。十四日、十五日は家に帰ってきた先祖たちをもてなす。各家で先祖に供える食事の内容は決まっている。白い御飯、おはぎ、うどん、饅頭等が日替わりで供えられる。十五日の夜に、先祖をまた墓地まで送っていく。提灯に明かりを灯し、それをかかげて墓地まで行き、「お粗末さまでした。この明かりでお休みなさってください」と言い、線香をあげ、また提灯をその場に置いてきたりする。このように、盆行事は完全に各家毎の行事である。他の家と共同したり、ムラとして行事を行うことはない。これは関東地方はじめ東日本ではごく普通の有り方

と言えよう。

近畿地方の盆行事ももちろん各家が自分の家の先祖を迎え、もてなし、送る行事である。しかし、その各家の行事が共同したり合同することでムラの行事になっていることが少なくない。一例を滋賀県八日市市寺町の盆行事について見ておこう。⁽⁷⁾

寺町は戸数が四〇軒程の小さな集落であるが、家々が密集してやはり近畿地方の村落の特色をよく具えている。ここも盆は八月に行われる。盆は八月七日の墓掃除から始まる。各家は自分の家の埋葬墓地であるサンマイ(三昧)に行つて掃除をし、午後にはムラの中心部にあるムラドウ(村堂)の境内にある石塔建立墓地のソウハカ(惣墓)に全員が集まり、惣墓の掃除をする。十日にはソウハカマイリ(惣墓参り)といつて、ムラの一同が線香・蠟燭を持参して惣墓に参る。惣墓の中央正面にある大きな宝篋印塔の前で僧侶が読経し供養する。この宝篋印塔のことを人々は特にソウバカサンと呼び、ムラ全体の供養塔となっている。またこの日には小学生、中学生の男女全員が村堂に集まり、精霊迎えと精霊送りに使用する松明と墓地に飾る万灯を作る。このときに子供たちが作るのは中心部に楊の生木を立て、その周囲に麦から、柴を縄で括りつけ、それをさらに一二本の青竹で囲み藁縄で結わえる。その全長は約二メートル、直径は根本で一・五メートル、上端で六〇センチメートル程のものである。この松明は二本作られ、一本は精霊迎え用であり、残りの一本は精霊送り用である。また麻がらで小松明を作る。これは各家に配られ、精霊迎えの際に使用される。できた松明はムラの主要用水の愛知川

からの取水口である駒湯口に運ばれて立てられる。

八月十三日の昼になると、精霊迎えのドウコモリ(堂籠り)が始まる。子供たち全員が村堂に集まってこもるもので、堂の内陣で最年長の男子が導師となって鉦太鼓を打ちならして念仏を唱え、灯明を守る。これを十四日の夜明けまで続ける。十四日の朝四時半に村堂の前にある惣太鼓が打ちならされる。その打ち方は

神主三郎兵衛 三郎兵衛は神主
 ○○○○○○ ○○○○○○

というものである。この音を聞くと各家の者は小松明と花を持って駒湯口に集合する。子供たちはその前にすでに駒湯口に集まっている。村人がみな集まると子供たちは大きな松明に火を点ける。それが燃え上がる、村人は合掌して拝み、小松明に火を移し、また蠟燭にも点火する。また子供たちは万灯に火を移してもらい、いづれもそれを手にして帰宅する。そして、自分の家の仏壇の灯明に明かりを移すのである。家の主婦はほたもちを供え、世帯主が導師になって拝む。それが終わると、精霊さんに朝食を出す。

十五日の早朝六時頃、各世帯主は仏壇の灯明の火を線香に移し、水はぎの花、櫛の枝と寺に作ってもらった塔婆を持って駒湯口に集まる。主婦も仏壇に供えてあった供物を蓮の葉に包んで籠に入れて持っていく。これは「お精霊さんの弁当」だという。駒湯口に集まった世帯主たちは麻がらや竹で大きな筏を作り、そこに大松明を乗せる。そして、それを用水路に降ろし、松明に点火する。子供たちは水の中に入って筏を支え

る。そして下流へ流していく。女性たちは、用水路の脇に小石で塔を作り、線香や蠟燭を飾り、また「精霊さんの弁当」を供える。筏が動き出すと「精霊さんの弁当」を用水路に流す。そして見送る。子供たちは筏を隣のムラとの境まで流していき、そこで上に登り見送る。

これが寺町の盆行事であるが、個々の家の年中行事というよりもムラとしての盆行事という面が強いことが分かる。先祖の霊である「精霊」はムラとして迎えられ、ムラとして送られる。現世の人々が村落に結集すると同じように、先祖たちも村落に結集して他界との間を往復するのである。関東地方の村落に見られるような、終始個別の家の行事としての盆ではないことが、現世の秩序が他界の秩序にもなっていることを示している。近畿地方の村落においては、このように盆の迎え火、送り火をムラとして行うことはごく一般的である。それに関連して思い出されるのは、京都の有名な大文字焼きである。毎年八月十六日の京都の大文字五山送り火は今では観光行事として知られるだけでなく、それを模倣した観光行事が他地方でも行われる程有名になっている。しかし、現在でもそれは京都の町の人々の盆行事の一つであり、京都の家々に戻ってきた精霊を他界に送り返す集合的送り火である。その点では八日市市寺町の迎え火、送り火の行事と基本的に同じ性格のものなのである。したがって、京都の大文字焼きは、京都という都市が生み出した都市祭礼としての性格を帯びつつ、同時に近畿地方村落の特質とも密接に関係している。関東地方にはない、近畿地方であるが故に存在する盆行事と云えよう。

五 予祝儀礼の東西

さらにもう一つ関東地方と近畿地方の相違を示す民俗を検討しておこう。それは農耕儀礼である。日本の農業は基本的に小農経営と呼ばれるように、自己の家族の労働力を基幹労働力として個別に経営されてきた。したがって、毎年の豊作も各家単位で実現されねばならなかった。当然のことながら、秋の豊作を実現させるための農耕儀礼も家単位に執行されてきたと考えるとよいであろう。ところが、この農耕儀礼の執行単位においても大きな地域差が見られるのである。

倉田一郎『農と民俗学』(一九四四年)の第一章は「予祝祭」と題して、主として正月に行われる各地の予祝儀礼を扱っている。そこで倉田は予祝儀礼を大きく二つに分類している。一つはサツキ型ともいべきもので、これは正月、特に小正月に庭とか田圃で松葉とか柴、あるいは豆がらを挿して田植えの真似をして、無事に田植えができ、その後の稲の成長を確保しようとするものである。それを日本海側の各地でサツキと呼んでいる。もちろんサツキは五月のことで、田植え月あるいは田植えそのもののことであるが、その同じ名称で小正月の予祝儀礼も呼んでいるのである。それにたいして、モノツクリ型というべき儀礼がある。これはやはり小正月に行われるが、秋の豊作の様相を作りだすものである。前者のサツキ型の予祝儀礼にも多様な姿が見られるが、関東地方では正月に田に出て松、茅などの枝を挿す田打ち正月が最も一般的である。

茨城県取手市域の事例を示しておこう。取手市域では、正月三日と十日がイチクワ（一畝）と呼ばれて、田畑へ出て、松の枝を挿す儀礼を行ってきた。畑のイチクワは三日で、暮の内にきれいに洗っておいた畝と松の枝、オサゴウ（散米）を持参して、畑に行く。松は歳末に門松を伐りに行ったときに、別にイチクワ用に余分に取ってくる。畑に行くとき、土を三回掘り起こす。そのとき、次のような唱え言を唱えるという。

一クワサックリコ（一クワピッタリコ）

二クワサックリコ

三クワメのクワサキデ

金銀茶釜で掘り出した（おめでとうございませと声には出さずに唱える所もある）

その穴へ松を立てて輪飾りをかけ、オサンゴウを撒いて供える。

十一日の田圃のイチクワのときは畝ではなく、万能を用いる。このときもその仕方は畑のイチクワと同じである。

近畿地方の農村を正月過ぎに歩いていると、田圃の水口の所に松の枝、あるいは竹や笹の枝に差してお札が立てられているのをよく見掛ける。その札には黒い印判が押されていたり、墨で祈禱文が書かれたりする。白い紙を下げた御幣のようなものもあるが、多いのは印判を押したものである。これをゴガミとかゴオウと言う。牛玉宝印のことである。この半紙に印判を捺すのはムラの大きな行事である。福井県大飯郡大飯町の若狭大島の各ムラでは、正月にオコナイが行われるが、その行事に出席参加するのは、オモと呼ばれるムラの中の特定の家々の人である。オコ

ナイは二つの大きな仕事をする。一つは勧請縄をなつて、ムラの入口に吊るすことであり、もう一つは半紙に印判を捺して、竹串に挿して、それを各家に配ることである。この竹串に挿された半紙はゴガミと呼ばれる、各家では正月の十一日に自分の家の田圃に持参して、水口に立ててくる。すなわち、正月の予祝儀礼なのであり、東日本では各家で用意した松や御幣を立てていることに対応している。農業生産は各家で経営され、生産が行われる。その点では近畿地方も個別的な農家経営である。したがって、その秋の豊作を確保するための予祝儀礼も各家毎に行われている。その点では東西とも同じと言えよう。ところが、東ではすべてが個別の家で行われるのに対して、西では個別の家の予祝儀礼がムラの年頭行事と深く結びついており、ムラによって各家の豊作も保証されることを示している。

予祝儀礼は家単位でありながら、それが深く村落レベルの年中行事と結びつき、村落の祭祀によってはじめて各家の豊作が保証される近畿地方の予祝儀礼の特質は盆行事のやはり村落単位での祖霊の送迎に対応するものであろう。家完結による農耕儀礼との相違は大いに注目される点である。このことは年中行事の東西の大きな相違を個別具体的に検討したことになる。最も家単位に執行される民俗と考えられる盆行事と予祝儀礼において、これだけの対比的相違が確認できたことは、日本の村落社会に大きな相違があることを示しているであろう。

六 伝承母体と伝承地域

日本の中央部における民俗の東西の相違の存在は誰もが了解するところであろう。しかし、それを大きな地域差として確認することは非常に難しいと言わねばならない。個別事例的に関東地方と近畿地方の任意の村落を取り上げて、それぞれの年中行事を対比させれば、相違は明らかに把握できる。ところが、その個別事例の対比から引き出された相違がどのような意味をもつかは個別事例の分析のみからは判明しない。たまたま事例として取り上げた村落の相違に過ぎず、関東と近畿という広域的な分布とその相違を事例的に示しているという根拠は乏しい。事例とした個別村落の民俗の対比研究によって得られるものは、それぞれの村落限りの固有のあり方、あるいは条件の相違である可能性は大きい。

そこで改めてその可能性を考えてよいのは、分布調査であり、要素主義的広域調査である。ある姿を示す民俗が全く同一のあり方で他の村落に伝承され、行われていることはない。担い手も、行われる時期も、その個別の動作、所作もすべて同じということはない。それが同じと認識できるのは、何かを捨象するからである。逆に言えば、一定の指標によって対象を把握したときに、ある社会の民俗と他の社会の民俗が同じに見えてくるのである。分布論がある民俗を特定の地方に広がっているとして示すのは、そのような捨象をへた民俗の類似性に注目したものである。伝承地域という用語は、このような限定された共通性に基づく、同

一民俗の分布地域を示す用語である。言い換えれば、民俗類似地域ということである。

従来の民俗の地域差というときには、民俗の行為内容における共通性、類似性に視点を置いたものであった。年中行事について大きく東西の相違を示した宮本常一も、行事の形式における共通性と相違を指摘したものであった。⁽⁹⁾ 本稿で注目したのは、民俗の伝承母体である。同じような民俗であっても、誰によって担われているかに注目することで大きな相違を発見するとともに、それぞれの同一形態の広域的分布の存在を確認しようとした。

すでに別稿で述べたように、日本の中央部の村落社会は同じ秩序の社会ではなく、東の関東地方は家を単位とし、家を強調するのに対して、西の近畿地方はムラを強調する社会である。それは東の「番」と西の「衆」に集約される。⁽¹⁰⁾ 年中行事に示された東西の相違はその村落社会の社会秩序の相違に基づくものであると予想される。そこで次に問題になるのは、その社会秩序の相違は何によってもたらされているのかということである。これを簡単に時間軸に置き換えることはできないであろう。東の家秩序優先の文化が古く、西のムラ社会強調の社会が新しいという判断や、逆に西のあり方が古く、東の秩序はそれが解体して出現した新しいものとする理解は、その新旧の判断の根拠がなく、またどの地域も同じ歩みをするという一系的進化の図式に従うものである。個別の地域が個性を持ち、しかもそれが個別村落という範囲に限定されずに、広い範囲において共通性を帯びていることに注目する必要があるであろう。そして、

伝承地域と呼んだ広域的な民俗類似地域は、その背後に共通の歴史的世
界を共有している社会であると予想できる。伝承地域の相違は、新旧に
置き換えることのできる地域差ではなく、それぞれが別の歴史を展開し
てきたことを示すものである。年中行事に表現される家とムラの相違は、
それぞれの社会が作り上げてきた歴史の相違を集中的に表現しているの
である。

〔付記〕 本稿で記した事例のうち特に出典を明記していないのは、筆者個人も
しくは筆者の参加した調査の結果得られたものである。

註

- (1) 『栃木県史・史料編近世三』八一五〜八二八頁。
- (2) 向山雅重『信濃民俗記』一九六八年、三九二〜四一〇頁。
- (3) 東京女子大学民俗調査団『黒保根村清水の民俗』一九八三年、二五頁。
- (4) 坪井洋文『イモと日本人』一九七九年。
- (5) 柳田國男『先祖の話』一九四六年(ちくま文庫版『柳田國男全集』第一
三卷所収)。
- (6) 和光市教育委員会上之郷・半三池歴史委員会編『上之郷・半三池くらし
のあゆみ』一九八九年参照。
- (7) 三露俊男『八日市市寺町・村の年中行事』(滋賀県医師協同組合ニュー
ス)一六四号、一九八〇年)参照。
- (8) 取手市史編さん委員会編『取手市史』民俗編一、一九八〇年、一八〇〜
一八二頁。
- (9) 宮本常一『民俗から見た日本の東と西』一九六三年(『宮本常一著作集』
第三卷、一九六七年)。
- (10) 福田アジオ『近畿地方村落の民俗的特質』(『近畿地方村落の民俗的特質
に関する調査研究』所収、一九八九年)、『番』と『衆』(『可能性として
のムラ社会』所収、一九九〇年)。

(新潟大学人文学部 国立歴史民俗博物館民俗研究部併任)

Area of Transmission and Regional Variation of Folk Customs
—Comparison of Annual Rites
in Eastern and Western Japan—

FUKUTA Azio

Conventional Japanese folklore study takes the stance of recognizing history in the regional variation of folk customs. This stance should be still respected today. However, there are surely all kinds of possibilities as to how history should be recognized from such regional variation. Most conventional concepts have regarded the Japanese Archipelago as a homogeneous society, considered regional variation to be due to a time lag, supposed a change from one to the other, and described the process of change as occurring in a number of stages. However, it has long been doubted that Japanese history can be conceived as uniform throughout the whole Japanese Archipelago. In particular, it is not meaningless to give some doubt to the presumption that the history of people's life and culture forms a uniform history throughout the whole Japanese Archipelago. We need to consider the possibility of recognizing other histories in the regional variations.

In this paper, the author takes up and examines the differences in annual rites in the central area between eastern and western Japan. He makes clear the fact that annual rites in general are held in the family unit in the Kantō District, and in the village unit in the Kinki District. At the same time, the author compares and examines the rites of *Bon* and *Shōgatsu* (New Year), which are most strongly considered to be family events. Results show clearly that the units of family and village are carried through even in these rites.

The differences of family and village as shown in annual rites are a concentrated expression of the historical differences produced by each society. In contrast to the order of "*ban*" in the village societies of the Kantō District, the order of "*shū*" in the village societies of the Kinki District is kept on the annual rites, showing that each district has developed its own separate history.